

# 湘南ベルマーレサッカースクール 規約

## 【名称・所在地】

湘南ベルマーレサッカースクールと称し、事務局を平塚市中堂18-8 E棟3階に置く。

## 【入会資格】

スポーツを行うのに適した健康状態である者、湘南ベルマーレスポーツクラブの理念に賛同した者とする。

## 【指導】

本スクールの会員は、定められた会場、日程、時間に指導を受ける資格を有する。但し、季節・雨天等により指導時間を変更する事がある。

## 【入会手続き】

別に定める入会申込用紙及び、教材申込書用紙に必要事項を記入捺印し、写真1枚を添えて提出する。

## 【会費の不返還】

一旦納入した会費・入会時初期費用は、原則として理由の如何を問わず返還しない。但しクラブが特別に認めた場合の返金は所定の手数料(550円)の支払いが必要となる。

## 【月謝】

月謝は翌月分を毎月27日前後（祝・祭日・日を除くスクール事務局営業日）に口座引落またはクレジットカードより決済される。

## 【月謝未納】

会費を正当な理由なく3ヶ月滞納した場合、また、事務局が決済方法等を指定したにも関わらず会員が期日までに手続を行わない場合、「未納強制退会」とする。未納会費の請求は退会後も納入するまで行う。再度の請求にも関わらず未納会費の支払いがない場合、法的手続きをとるものとする。

## 【休会】

休会は1か月単位（月初～月末付け）とし、休会をするものは申請期日までに所定の手続きをしなければならない。申請期日は休会を開始する月の前々月末日までとし、期日を過ぎてからの申請は受け付けない。休会期間は最長3か月とする。これを超えてても連絡・手続のない場合、休会開始から4か月目より自動的に休会復帰となり月謝が発生する。

但し、特別理由と認められるときはこの限りではない。クラブが認めた場合、申請期限の過ぎてからの休会は手数料(550円)を支払うものとする。

## 【退会】

退会をするものは、申請期日までに退会届を書面にて提出しなければならない。退会は月末付けとし、その申請期日は退会を希望する月の前月末日までとする。

## 【休校・閉鎖】

本スクールは、天災地変、社会情勢の変化、その他スクール通常の継続が困難となる事由が生じた時は、無条件に休校、もしくは閉鎖することができます。

## 【振替】

振替制度を利用する者は、事前に必ず所定の届出をしなければならない。

## <個人情報の取扱いについて>

本スクールではご提供いただいた個人情報について、個人情報保護関連法令を遵守し適正かつ慎重に取り扱います。スクール運営及び湘南ベルマーレオフィシャルサポーターズクラブ「ペル12」のサービス提供等湘南ベルマーレのサービスに関すること以外の利用は行いません。

※詳細はNPO法人湘南ベルマーレスポーツクラブ「プライバシーポリシー」に記載しております。

## 【振替制度】

自己都合による欠席の場合、別途定める振替制度に則り、事前の申請によって月に1回のみ別のクラスに振り替えることができる。振替制度は改定の都度、会員へ書面・Webアプリケーション等で通知する。

## 【通知義務】

会員は住所、電話番号等必要事項の変更が生じた場合には、速やかに本スクール事務局又は、担当コーチに報告しなければならない。

## 【免責】

会員は本スクールにおける盗難、傷害その他の事故について、当スクールに対し何ら損害賠償を求めず、当スクールは賠償しないものとする。

## 【健康管理】

本スクールに参加する会員の健康状態に関しては常に保護者が責任をもって管理するものとし、本スクールとして指導等は行うが、一切の責を負わないものとする。

## 【傷害保険】

練習中の事故については、本スクールが応急処置を行うが、その後の処置については、保護者が責任を負うものとする。

## 【傷害事故の補償】

練習中の事故については、本スクール加入の傷害保険範囲内にて責に任するものとしての範囲を越える責は一切負わないものとする。

## 【会員資格の喪失または停止】

会員およびその保護者が下記に定める各号に該当する場合は会員資格を喪失または停止するものとする。

- ①本規約に違反または違反したと判断するとき
- ②他のスクール生への迷惑行為、クラブがスクール運営に支障を及ぼすと認識した行為を繰り返した場合

## 【規約の効力】

本スクールを利用する者は、事前に規約に定める内容を確認及び承諾するものとし、入会または年度更新・継続受講を申し込み（更新・継続受講の申し込みは退会届を提出しないことを含む）した時点で本規約に記載の内容に同意したものとみなす。本スクールは、会員の承認を得ることなく、本規約の変更改訂ができるものとする。ただし、変更・改訂の際は会員へ書面・Webアプリケーション等を通じて通知するものとする。

## 【その他】

スクール生の保護者は、スクール管轄内に直接子供たちに指導・指摘をしてはならない。万が一、指導要望などある場合には担当コーチまたはサッカースクール事務局まで申し出すること。

## 【改訂】

2023年2月24日改訂、2023年4月1日より適用

## <写真の取扱いについて>

湘南ベルマーレサッカースクールおよびそのイベントにて撮影された写真または映像をスクール・クラブ・スポンサーの広報活動を目的とした活動に使用・公開することがありますのでご了承ください。

## <クラブ等による宣伝活動について>

スクール及びそのイベントにて、クラブやクラブのスポンサーにより各種宣伝活動を行うことがあります。